

議案第 68 号

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 14 年条例第 20 号）
の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

別表第 1 中「200 円」を「300 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例新旧対照表

改正後						改正前					
(事業系一般廃棄物の処理)						(事業系一般廃棄物の処理)					
第13条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第4項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。						第13条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。					
2 省略						2 省略					
別表第1 (第21条関係)						別表第1 (第21条関係)					
種別	取扱区分	単位	収集、 運搬手 数料	処分手 料	摘要	種別	取扱区分	単位	収集、 運搬手 数料	処分手 料	摘要
省略						省略					
その他 の廃棄 物	省略					その他 の廃棄 物	省略				
	事業系 一般廃 棄物 (粗大 ごみを 除く。)	10キ ログラ ムにつ き			10キロ グラム未満 のときは、 10キログ ラムとす る。		事業系 一般廃 棄物 (粗大 ごみを 除く。)	10キ ログラ ムにつ き			10キロ グラム未満 のときは、 10キログ ラムとす る。

8 その認定高度分離・回収事業計画において高度分離・回収事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9 第七項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

10 第八項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正）
第七條 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「適正な処理」の下に「及び非常災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二條の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理の円滑かつ迅速な実施」を、ため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「及び非常災害廃棄物」を加える。

第四條中「又は同項第四号」を「同項第四号」に改め、「処理に係る事業」という。の下に「又は同項第五号及び第六号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業」を加える。

第七條第一項中第六号を第八号とし、同項第五号中「第三号」の下に「及び前号」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。

六 国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに附則第三條、第四條及び第六條の規定 公布の日

二 第一條中廃棄物の処理及び清掃に関する法律目次の改正規定（第六條の三）を「第六條の四」に改める部分に限る。）、同法第二條の三及び第四條の二の改正規定、同法第五條の六の次に一條を加える改正規定、同法第六條第二項に一号を加える改正規定、同法第六條の二の改正規定（同條第一項中「再生すること」を「再生」に改める部分及び「第二十四条の二第二項」の下に「及び第三項、第二十四条の七第三項及び第五項第二号二から八まで、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一項第五号、第二十四条の十五第三項、第二十四条の二十九第二項、第二十四条の三十三第三項及び第三項」を加える部分並びに同法第四項中「処分する」を「処分をすること」に「処分しない」を「処分をしない」に改める部分を除く。）、同法第二章第一節に一條を加える改正規定、同法第七條の二第五項を削る改正規定、同法第九條第九項を削る改正規定、同法第九條の三の二第一項及び第九條の三の三の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第九條の四及び第九條の六第一項の改正規定、同法第十四條の二第三項の改正規定、同法第十四條の五第三項及び第十五條の二の六第三項の改正規定、同法第十九條の四第一項の改正規定、同法第二十一

條の三第四項の改正規定、同法第二十三條の二の次に一條を加える改正規定、同法第二十四條の四の改正規定（第十七條の二第二項、同條第三項において準用する第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九條の五第一項（第二号から第四号までを除く。）を削る部分を除く。）、同法第二十五條第一項第六号の改正規定、同法第二十六條第一号の改正規定並びに同法第二十九條第一号及び第三号の改正規定、第二條中資源の有効な利用の促進に関する法律第五十七條第四項及び第五項の改正規定、第四條中使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第三十三條第四項及び第五項の改正規定、第五條中プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第三十六條第五項の改正規定及び同法第四十一條第五項の改正規定、第六條中資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十三條第五項及び第六項の改正規定並びに同法第十八條第三項の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第八條中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）」の項の改正規定（第十七條の二第二項、同條第三項において準用する第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三（第一号及び第三号を除く。）及び第十九條の五第一項（第二号から第四号までを除く。）を削る部分及び「並びに第二十三條の四」を「第二十三條の四、第二十四條の七第一項及び第二項、第二十四條の八第一項、同條第三項及び第四項（第二十四條の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四條の九（第二十四條の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四條の十（第二十四條の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四條の十一及び第二十二項、第二十四條の十六第一項、第二十四條の二十二第一項及び第二項、第二十四條の二十三第一項及び第二項、第二十四條の二十六第一項、第二十四條の二十六第二項、第二十四條の二十九並びに第二十四條の三十」に改める部分を除く。並びに附則第九條、第十一條及び第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業の許可に関する準備行為）

第二條 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新廃棄物処理法」という。）第二十四條の七第一項の許可を受けて要適正保管使用済金属・プラスチック物品（新廃棄物処理法第二條第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。）の新廃棄物処理法第二十四條の七第一項本文に規定する保管を業として行おうとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新廃棄物処理法第二十四條の七第五項及び第六項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にされた第一項の許可の申請について、この法律の施行の際処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新廃棄物処理法第二十四條の七第一項の許可を受けたものとみなす。

4 新廃棄物処理法第二十四條の十五第一項の許可を受けて要適正再生使用済金属・プラスチック物品（新廃棄物処理法第二條第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。）の新廃棄物処理法第二十四條の十五第一項本文に規定する再生及び保管を業として行おうとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その許可の申請をすることができ、

5 都道府県知事は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新廃棄物処理法第二十四條の十五第五項及び第六項の規定の例により、その許可を与えることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において同條第一項の許可を受けたものとみなす。

6 この法律の施行前にされた第四項の許可の申請について、この法律の施行の際処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行った者は、新廃棄物処理法第二十四條の十五第一項の許可を受けたものとみなす。

第五条の六の次に次の一条を加える。

(都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結)

第五節の六の二 都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、第七節第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者その他の非常災害廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる者(これらの者を主たる構成員とする団体を含む。以下この項及び第六節の四第一項において「非常災害廃棄物適正処理業者」という。)との間において、当該都道府県の知事の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が当該都道府県の区域内における非常災害廃棄物の処理をすることその他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

2 都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

第六条第二項に次の一号を加える。

六 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策に関する事項

第六条の二第一項中「再生すること」を「再生」に、「第九条の三の第三項」を「第九条の三の第四項及び第五項」に改め、「第二十四条の二第二項」の下に「及び第三項、第二十四条の七第三項及び第五項第二号二から八まで、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一項第五号、第二十四条の十五第三項、第二十四条の二十九第二項、第二十四条の三十三第二項及び第三項を加え、」しなければ「を」をしなければ「に」改め、同条第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「処分する」を「処分をする」に「処分しない」を「処分をしない」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村から特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者(以下この項及び第九条の三の第三項において「特別管理非常災害廃棄物処理受託者」という。)は、市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の前提の政令で定める基準(以下「特別管理一般廃棄物処理委託基準」という。)に従う場合に限り、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。運搬又は処分の委託を受けた者(同条第二項において「特別管理非常災害廃棄物処理再受託者」という。)が、一般廃棄物処理計画に従い、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

第六条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村から非常災害廃棄物(特別管理一般廃棄物であるものを除く。以下この項及び第九条の三の第三項において同じ。)の収集、運搬又は処分の委託を受けた者(以下この項及び同条第一項において「非常災害廃棄物処理受託者」という。)は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の前提の政令で定める基準(以下「一般廃棄物処理委託基準」という。)に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該非常災害廃棄物処理受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者(同条第一項において「非常災害廃棄物処理再受託者」という。)が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

第二章第一節に次の一条を加える。

(市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結)

第六節の四 市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、非常災害廃棄物適正処理業者との間において、当該市町村の長の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従って非常災害廃棄物の処理の委託を受けることその他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

2 市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

第七節第五項第四号二中「この法律」の下に「(第四章の二の規定及び当該規定に係る罰則を除く。以下同じ。)」を加え、同号ホ中「読み替えて」を削り、「以下この号、第八節の五第六項及び第十四条第五項第二号二において」を「第十三条の七及び第三十一号を除き、以下」に改め、同号ヘ中「読み替えて準用する場合を含む。」を「準用する場合を含む。」に、「再生すること」を「再生」に改め、同号リ中「第十四条第五項第二号ハ」の下に「及び第二十四条の七第五項第二号又」を加え、同条第六項ただし書中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第七節の二第五項を削る。

第七節の三第一号中「以下」の下に「この号、第九条の二第一項第三号、第十四条の三第一号及び第十五条の二の七第三号において」を加える。

第八節第一項中「を処分する」を「の処分をする」に改める。

第九節第七項を削る。

第九節の三の二第一項中「非常災害により生ずる廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第九節の三の三第一項中「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該」を「非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は第六節の二第三項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該非常災害廃棄物の」に改め、「結果を記載した書類」の下に「(当該一般廃棄物処理施設が継続するの破砕施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類)を加え、同条第三項中「規定による届出」の下に「及び同項の規定による届出をした者」を加え、第九節の三第三項、第四項、第八項及び第九項を「第九節の三第九項」に、「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九節の三の三第二項の規定及び」を「第二項及び」とあるのは「第九節の三の三第三項の規定及び」と、市町村」とあるのは「者」に、「第二項中」を「第二項中」とあるのは「前項」に、「同条第二項中」を「前項」とあるのは「次項において準用する第九節の三第八項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次項において準用する第九節の三第八項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「より、前二項」とあるのは「第一項、第二項」に、「第九節の三の三第三項」を「第九節の三の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は第六節の二第五項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行うことができる。一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八節第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九節の三の三に次の一項を加える。

5 第九節の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第二項の規定による届出及び同項の規定による届出をした者について、第九節第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九節の三第九項中「第二項及び」とあるのは「第九節の三の三第三項の規定及び」と、「市町村」とあるのは「者」と、「第二項中」とあるのは「前項」とあるのは「同条第三項中「前二項」とあるのは「同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九節の三の三第五項において準用する第九節の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八節第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

参考

(抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の三」を「第六条の四」に、「第五章 罰則（第二十五条―第三十四条）」を「第四章の第二節 第三節 第五章」

二 要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品
要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業（第二十四条の七―第二十四条の十四）に
雑則（第二十四条の二十二―第二十四条の三十六）に
罰則（第二十五条―第三十四条）を改める。

第一条中「及び廃棄物」を「廃棄物並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品」に改める。

第二条に次の三項を加える。

7 この法律において「使用済金属・プラスチック物品」とは、使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの（廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

8 この法律において「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない保管（譲渡のためのものに限る。）が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な保管と生活環境の保全上同等の保管（譲渡のためのものに限る。）を要するものをいう。

9 この法律において「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものをいう。

第二条の三の見出し中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改め、同条第一項中「廃棄物」の下に「以下「非常災害廃棄物」という。」を加え、同条第二項中「非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に、「当該廃棄物」を「その」に改める。

第四条の二中「非常災害時における廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。